

令和6年12月1日以降のセーフティネット保証5号認定申請の主な変更点

1. 指定業種の事業と非指定業種の事業を行っている場合の申請書が1種類に統一されました。

変更前	・「指定事業と非指定事業を兼業しており、主業種が指定事業である場合」 ・「指定事業と非指定事業を兼業している場合」
変更後	・「指定業種の事業と非指定業種の事業を兼業している場合」

2. 創業者等の認定基準について、売上高の比較対象が変更されました。

変更前	最近1か月の売上高等を最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較
変更後	最近1か月の売上高をその直前の3か月の月平均売上高と比較

3. 利益率による認定基準が追加されました。

個社ではどうすることもできない外的要因（為替相場の変動や人手不足等）による原材料費や人件費等の増加によって利益率の減少が生じている場合、利益率要件での申請ができるようになります。具体的な要件は以下のとおりです。

なお、利益率要件の申請の際に、原材料費や人件費等の増加についても確認いたします。

12月以降	
ハ一①	「指定業種の事業」のみを行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が、前年同期と比較して20%以上減少していること。
ハ一②	「指定業種の事業」と「非指定業種の事業」の両方を行っている場合は、最近3か月における「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の5%以上を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

4. 認定書の「有効期間」が「信用保証協会への申込期間」に変更されました。